「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取り扱い
1	共通	その他該当する体制等の届出項目追加	項番２以降に記載がない新設された項目について、新たな届出がない場合は「なし」、「非該当」、「基準型」又は「対応不可」とみなす。
2	７８：地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「個別機能訓練体制」 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 を廃止	なし。
3	５４：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「看護体制加算」 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 を廃止	なし。
		「その他該当する体制等」欄の 「夜勤職員配置加算」 「１：なし」 「２：あり」 を 「１：なし」 「２：加算Ⅰ・加算Ⅱ」 「３：加算Ⅲ・加算Ⅳ」 に変更	「３：加算Ⅲ・加算Ⅳ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 （注）「２：加算Ⅰ・加算Ⅱ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。
4	３２：認知症対応型共同生活介護 ３８：認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「医療連携体制」 「１：対応不可」 「２：対応可」 を 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 「４：加算Ⅲ」 に変更	既存届出内容が「２：対応可」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅰ」とみなす。 「３：加算Ⅱ」又は「４：加算Ⅲ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。
5	４３：居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算Ⅳ」 「１：なし」 「２：あり」 を新設	なし。（平成３１年４月から算定可能） ※異動年月日が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までは未設定とする。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取り扱い
6	５４：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「障害者生活支援体制」及び「看取り介護体制」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 に変更	既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ」とみなす。 「3：加算Ⅱ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。
7	７２：認知症対応型通所介護 ７４：介護予防認知症対応型通所介護	「施設等の区分」欄の 「3：グループホーム等活用型」 を 「3：共用型」 に変更	「施設等の区分」欄における既存届出内容が「3：グループホーム等活用型」で、新たな届出がない場合は「3：共用型」とみなす。
8	７７：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ７９：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）	「施設等の区分」欄の 「1：看護小規模多機能型居宅介護事業所」 「2：サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所」 を新設	従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
9	７７：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	「その他該当する体制等」欄の 「訪問看護体制強化加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「看護体制強化加算」 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 に変更	既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。 「3：加算Ⅰ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。
10	５４：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「身体拘束廃止取組の有無」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：減算型」 「2：基準型」 に変更	既存届出内容が「1：なし」で、新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：基準型」とみなす。
11	３２：認知症対応型共同生活介護 ３６：地域密着型特定施設入居者生活介護 ３７：介護予防認知症対応型共同生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「身体拘束廃止取組の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。